

○文部科学省告示第百九十四号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和三年十一月三十日

文部科学大臣 末松 信介

備考 指定美術品等の関係書類を文化庁企画調整課に備え置いて縦覧に供するとともに、文化庁ホームページに掲載する。	アンリク・クリストフル・リカルの肖像	指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称
	令和三年十一月十五日	指定をした日
	令和四年二月四日から令和四年九月十四日まで	指定の有効期間
	株式会社中日新聞社 文化事業部長 寺尾 晶子 愛知県名古屋市中区三の丸一―六一― 株式会社東急文化村 代表取締役社長 中野 哲夫 東京都渋谷区道玄坂二―二十四―一 愛知県美術館 館長 押戸 雅彦 愛知県名古屋市中区東桜一―十三―二 富山県美術館 館長 雪山 行二 富山県富山市木場町三―二十	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
	株式会社東急文化村 B u n k a m u r a ザ・ミュージアム 東京都渋谷区道玄坂二―二十四―一 令和四年二月十一日から四月十七日 愛知県美術館 愛知県名古屋市中区東桜一―十三―二 令和四年四月二十九日から七月三日 富山県美術館 富山県富山市木場町三―二十 令和四年七月十六日から九月四日	並びに指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間